

新宿区教育委員会会議録

平成23年第10回定例会

平成23年10月4日

新宿区教育委員会

平成23年第10回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成23年10月4日(火)

開会 午後 2時01分

閉会 午後 3時46分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	松 尾 厚	委員長職務代理者	熊 谷 洋 一
委 員	白 井 裕 子	委 員	羽 原 清 雅
教 育 長	石 崎 洋 子		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	蒔 田 正 夫	中 央 図 書 館 長	野 田 勉
参 事			
教 育 調 整 課 長	小 池 勇 士	教 育 指 導 課 長	工 藤 勇 一
事 務 取 扱			
教 育 支 援 課 長	齊 藤 正 之	学 校 運 営 課 長	本 間 正 己
副 参 事	向 隆 志	統 括 指 導 主 事	横 溝 宇 人
統 括 指 導 主 事	小 坂 和 弘	統 括 指 導 主 事	長 田 和 義
文 化 観 光 国 際 課 長	山 田 秀 之		

書記

教育調整課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 調 整 課 管 理 係 主 査	安 川 正 紀
教育調整課管理係	高 橋 和 孝		

## 議事日程

### 議 案

- 日程第1 議案第59号 平成23年度新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び  
執行の状況の点検及び評価（平成22年度分）報告書について
- 日程第2 議案第60号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員  
会教育長に臨時代理を指示する件

### 報 告

- 1 新宿区地域文化財の認定について（文化観光国際課長）
- 2 平成23年第3回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次  
長）
- 3 小学校学校選択制の各学校別状況一覧（平成24年度新入学者）及び平成24  
年度新入学区立小学校の抽選について（学校運営課長）
- 4 平成22年度新宿区立四谷・角筈・大久保図書館指定管理者の管理業務に係る  
事業評価報告について（中央図書館長）
- 5 その他

---

◎ 開 会

○松尾委員長 ただいまから平成23年新宿区教育委員会第10回定例会を開会します。

本日の会議には、菊池委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、熊谷委員にお願いいたします。

---

◎ 議案第59号 平成23年度新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成22年度分）報告書について

◎ 議案第60号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件

○松尾委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第59号 平成23年度新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成22年度分）報告書について」「日程第2 議案第60号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件」を議題とします。

説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、まず第59号議案の御説明をいたします。

平成23年度新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてでございます。

この点検・評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づくもので、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行うということが義務づけられております。これを受けまして、点検・評価を実施し、その結果に関する報告書を提案するものでございます。

お手元の資料をご覧ください。

まず1ページをお開きいただきますと、こちらは教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の根拠と実施方法について記載しております。この根拠、実施内容の趣旨等は昨年と全く同様です。2の実施方法（2）です。こちらの点検・評価はということで、平成22年度の主な個別事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の方向性を示すものとするということになっています。

次に、2ページをお開きいただきまして、こちらは平成22年度の新宿区教育委員会の主な活動につきまして、文言で整理しています。平成22年度は、定例会12回、臨時会8回を開催いたしまして、議案は81件、協議5件、報告66件という実績でございます。そのほか津久戸小学校、江戸川小学校、そして富久小学校と天神小学校、こちらの学校適正配置のことについて触れてございます。

次に、3ページ目から7ページ目までにつきましては、新宿区教育ビジョンの概要と主な個別事業の内容について記載しています。これも前年と同じ内容ですので、説明は省略させていただきます。

ページをめくっていただきまして、8ページでございます。こちらは本年度の点検及び評価の対象とした個別事業を掲げています。教育ビジョンに掲げる個別事業のうち、主な事業をその中で選択したものでございます。

そして次の9ページ以降が、今の主な事業につきましての点検・評価の内容でございます。それぞれ事業評価シートを作成してございますが、まずその見方ですけれども、10ページをご覧いただきますと、一番上のところにそれぞれ教育ビジョン、柱と課題を記載しています。そして事業名、事業概要を通しての設定目標などが入りまして、真ん中の段には平成22年度の事業の取り組み状況を記載しています。そして最後に今後の課題・取り組みの方向ということでもまとめております。

それぞれ内容につきましては、資料に記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

最後に、35ページをお開きいただきたいと思っております。

35ページ以下に、今回の点検及び評価に関しまして、学識経験者からいただきました御意見の内容を記載してございます。

評価会議の実施状況でございますが、1番目に記載しております。3回行ってございまして、まず昨年と同様に実際に現地視察を行って、事業についてヒアリングをしていただきました。本年度は四谷第六小学校で授業改善推進員、スクール・コーディネーターの活動、スクールカウンセラーの派遣につきましてヒアリングをいただいた上で、評価会議に臨んでいただいたものでございます。そして2回の評価会議を経まして、今回御意見をまとめていただきました。また、3回の評価会議では、教育課題として学校評価と教員の人材育成について御議論をさせていただいたところでございます。

学識経験者の御意見といたしましては、主な個別事業についての御意見と教育課題という

ことで記載しています。現地視察や教育課題の意見交換を踏まえまして、授業改善推進員の派遣と教員の人材育成について、いただいた御意見といたしましては、例えば授業改善推進員による2・3年次研修の成果を上げるという御意見をいただきました。同時に増加する若手教員に対する指導活用や、ミドルリーダーの育成など、授業改善推進員の派遣制度を充実させていくことが必要であるといったような指摘もございました。また、授業改善推進員の派遣を受ける一方で、教員の授業力向上のためには校内研修あるいは研究の充実に向けた条件整備を図っていくことが必要であると、こういった指摘もございました。

そして、次に46ページ以降でございますが、こちらは昨年度実施いたしました平成22年度の点検・評価において、学識経験者からなされました指摘事項に対する教育委員会の取り組みを記載しています。

以上、さまざまな御意見いただきましたが、今後はこれらを参考としてよりよい教育が実践されるよう検討を加えていきたいと思っているところでございます。

以上が第59号議案でございます。

次に、第60号議案でございます。

議案概要をご覧ください。

第60号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件ということでございます。

概要をご覧くださいますと、「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」、この施行を受けまして、23年の第3回東京都議会定例会におきまして「東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」が可決され、公布の日から施行される予定です。

この条例改正を受けまして、区では「新宿区教育委員会の権限委任に関する規則」を、当該条例の公布後に改正いたしまして、子ども手当支給のための規定整備を行わなければならないということでございます。「しかし、」以下でございますが、日程の制約から、教育委員会を招集できないため、あらかじめ教育長に臨時代理の指示を行うということでございます。

これにつきましては、支給対象となる都費の教員に対して10月から支給する給与に間に合わせるためには臨時代理の措置をとる必要があるという内容でございます。具体的に臨時代理の指示の内容ですが、「新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」を、東京都の当該条例が公布される日に制定、公布することということです。

ただし書きのところは、都議会の定例会で可決することが条件であるということを書いて  
います。

具体的に規則の内容ですが、新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する  
規則ということで、「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」の施行  
に伴いこの教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正を行うということで、具体的  
には附則の2項の読みかえ規定の引用法令を、先ほど申しました特別措置法の項目に合わせる  
という規定整備でございます。

施行日は、公布の日からということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○松尾委員長 説明が終わりました。

議案第59号について、御意見、御質問をどうぞ。

○白井委員 報告書の中で、学識経験者の方から評価をいただいて、それなりの専門家からの  
御意見を今年度分ちょうだいしていますが、46ページ以下の去年、評価委員の先生からいた  
だいた御指摘の中で、教育委員会としてどのように取り組んできたのかと、その指摘に関し  
ての見解が述べられているということで構成されているようです。

その中で、47ページですけれども、移動教室における農業体験の実施について、学識経験  
者は、そういう集団宿泊体験活動が重要で、3泊4日以上が望ましいと。それに対して教育  
委員会としての部分は、学校現場との意見を多分聞いて、日程確保とか、そういう難しい問  
題があるというようなことで、ただ体験活動の充実に向けて改善を図っていくというスタン  
スできているということが書かれています。具体的にその辺について、御意見いただいた  
先などと意見交換をしたことがあったのかどうか、聞きします。

○教育支援課長 この点につきましては、直接やりとりというのは、この指摘事項をちょうだ  
いして、その項目についての取り組みの御説明をさせていただいておりますので、その中で  
意見交換をしております。

○白井委員 では、その中で日程確保とか、現実的に実施しようとしたときに、難しい面など  
があるというような回答を出しているの、そうするとそれに代わる何か、代替措置的なも  
のがあるとか、単なる日程だけのものではなくて、もっと目指すべきもの、教育目標として  
獲得できるような何かがあるのかないとか、そういうような点をせっかく専門家の先生が  
いらっしゃっているの、今年度は指摘を受けてただ答えるというだけではなく、そういう  
点をも意見交換していただけたらと思います。

○教育支援課長 確かに学校現場におきましては、年間を通じてさまざまな行事あるいは取り組みをしております。そうした中で、こうした移動教室あるいは夏季施設なども体験的な活動ということで含まれてくると思いますが、必ずしもそういった校外に出て、自然あるいはそういったカリキュラムを組んでの活動、学校を離れてだけではなく、学校内においてもさまざまな体験的な活動というのは、経験が可能ではないかと考えております。そうした点も含めて、今後意見交換をさせていただきまして、今後の取り組みの、まさにきっかけ、チャンスをどのようにつくっていくか検討してまいりたいと思います。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問ございますか。

○白井委員 そういう意味では、また要望ですが、今年度も22年度分についての御意見をいただいているので、それに関して具体的にどういうことをしていたかというのも、来年度もつと教育委員会の取り組みの回答の中に書けるような活動をしていただきたいと思います。意見です。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

○教育長 白井委員が言われた件について、学識の先生から、移動教室は現在2泊3日で実施していますが、可能な限り3泊4日以上にしたほうが望ましいとの指摘です。その理由としては、2泊3日程度の日数だと、生徒がなかなか地を出してこない、ところが3泊4日以上になると、やはりわがままだとか、さまざまな面が出てきて、そしてそういったものが出てくる中で、そこを解決していく、そういう体験につながるんだというようなことで、なるほどと思って伺っていましたが、なかなかそこまでの日数を現在の授業時数の中で確保していくというのはどうなのか。ただ、先生がおっしゃっている部分は、十分傾聴すべきところがあると思いました。

あと私から確認ですけれども、これは議会に提出し、公表するということになっていますが、その辺の具体的な方法、それと公表するというのは、ホームページなどでも公表することなののでしょうか。

○教育調整課長 議会につきましては、明日の文教委員会で御報告させていただきまして、内容につきましてはホームページに掲載させていただきます。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

私から1点お伺いしたいのですが、38ページのところに、専門家の児島先生の御指摘の中だと思っておりますが、13番の家庭の教育力向上ということで、「親力の在り方については、学校側から叫びにも似た強い要望が出されている。」ということが書かれてあります。「行政と



していかなる支援策があるのか、関係機関、専門家等による本格的な検討が必要と思われる。現行の『親力養成事業』では問題の克服は難しいと思われる。」という指摘がなされております。49ページのところに、家庭の教育力向上についての教育委員会の平成22年度の点検・評価における指摘事項に対する取り組みというのがありますが、この段階では、この指摘については特にかかわるようなことは書かれておりません。したがって、これは今後の課題になるかと思えますけれども、この点は過去にない新しい指摘という理解でよろしいでしょうか。

○教育支援課長 まさに家庭の教育力の向上に関しましては、これまでも教育委員会で、継続的に取り組んできたわけでございます。地域、家庭、学校、こういった三者の協力関係のもとに地域で子どもを育てていくという視点で、これまで事業に取り組んでまいりました。しかしながら、家庭における養育力、つまり親力の低下と申しまししょうか、なかなかその機能が十分に発揮できない親御さんもいらっしゃるということで、ここにつきましてはかなり私どもも、これからの取り組みに関しては重点に置いていかなければならないということで考えているところです。

これまでもそういったところの御指摘は少なからずあったわけでございますが、今回特にその点につきまして、改めてきちんと検討していく必要があるという御指摘をいただいたということでとらえております。

○松尾委員長 わかりました。なかなか難しい取り組みになってくるかもわかりませんが、ひとつよろしくお願いいたしたいと思えます。

○白井委員 それに関連して質問ですけれども、ここで使っている「親力（家庭の教育力）」とは、しつけの部分のことなのでしょうか。これがまず1つ。

それと、親力養成事業は現行でも一応やっている。問題の克服は難しいという御指摘がありますが、親力養成事業という現行の事業は、具体的にはどれを指しているのでしょうか。

○教育支援課長 まず「親力（家庭の教育力）」がしつけを指しているのかという御質問でございますが、端的に申し上げますとしつけの部分も入っているととらえております。ただ、この場合の親力というのは、家庭における養育力というか、あるいは子どもに対する関心であったりとか、かかわりであったりとか、ともに生きる者として、一つがやはり家庭というのが子どもにとっては一義的に社会を構成しているわけでございます。その中で親、大人がどのように子どもにかかわっているのか、これが大変大事な視点でございますが、その点のかかわり、考え方、こういったことが学校であるとか、あるいは地域であるとか、周りのほう

に任せるような状況が多々見受けられます。そういったところでは、先ほど申し上げた地域、家庭、それから学校がともに子どもを見守り育てていく、かかわり支援をしていくと、こういったバランスのよいかかわり方が大変必要だということにとらえているわけでございます。したがって、親力の家庭の教育力については、そういった部分の中ではしつけも含めてのことにとらえているところでございます。

それから、親力の養成事業ということでございますが、今現在行っているものとしては、1つは学校、幼稚園などにおける家庭教育学級あるいは家庭教育講座、こういったものが1つございます。それから、PTA活動があるわけでございますが、このPTA活動のPTAの役員さん方への研修会、それから入学前プログラム、また保護者会などでの家庭教育支援事業など、こういったことが今現在行われている親力養成事業にとらえているものだと考えます。

○白井委員 ありがとうございます。

○松尾委員長 ただいまの件ですが、少し前のほうに戻って、個別事業の点検及び評価の部分では、家庭の教育力の向上というのは21ページ、22ページあたりにあります。それで、今の議論にかかわる部分と申しますと、恐らく22ページの目標のところだと、小学校PTA連合会との共催で実施する事業の中には、親力養成事業というものが入っています。こういった取り組みが、これまでなされてきているということで、これに対して専門家の先生からの、これまでの取り組みでは問題の克服は難しいと思われるというこの指摘は、この部分にかかるとしてよろしいのでしょうか。

○教育支援課長 今回御指摘いただいたのは、単にその親力の養成事業、親力チェックシート、このものだけではなく、今行っている事業に関して、そのほかの事業も含めて、やはり子ども実際継続して行っているわけでございますが、先ほど申し上げた学校や子どもに関心のない親御さんが、こちら側から与える、あるいは投げかけていった場合に関心を示さない、結局やらずじまいで終わってしまう、あるいは参加しないというようなことがございますので、そういった事業全般を含めて、これからさらに内容を充実する検討が必要ではないかということで、子どもは受けとめているところであります。

○松尾委員長 親力養成に関する事業としては、もう少しそのほかの事業も含めてということでしたけれども、例えばどのような事業がございますでしょうか。

○教育支援課長 親力養成の事業としましては、先ほどお話をさせていただきました家庭教育学級であるとか家庭教育講座、こういったことの開催。それから、もちろん入学前プログラ

ムも含めての事業を指しているものととらえております。

○**白井委員** そうしますと、21ページと22ページで、家庭の教育力の向上と活動支援として、22年度は特に入学前プログラムの充実とか、家庭の教育力向上ということで、家庭教育学級やPTAへの支援活動ということを行って、自己評価としては当初の予定どおり成果を上げたというような評価を出していますけれども、学識経験者から見ると、その事業だけではまだ教育現場で満足のいく成果は上がっていないのではないかという御指摘がなされたというように受け取ってよいのでしょうか。

○**教育支援課長** 例えば、21ページの入学前プログラムの充実ということで、私どもこれを初めまして、毎年度かなりの方、新入学予定者の方の親御さんとお子さん、親子で参加をしていただいております。しかし、ご覧いただきますと、1回目の参加者というのは本当に1,000人を超える数ですが、2回目になりますとその約半分という状況がございます。そうした場合に、これまで1回、2回を通して、その内容についてお伝えをしていって、取り組みをしてきたわけですが、2回目の参加が少ない、これは1回目のときには健診であるとか、保護者会のとときに合わせて実施をしているということで、学校に来る機会をとらえて実施をしている。2回目につきましては、その直近の土曜ないし日曜日ということで参加しやすい日を設けているわけではございますが、なかなかその参加率が1回目ほどいっていない。そうした場合に、この中身については、1回目のときにきちんとそれを伝えられるような内容に変えてみたらどうかとか、あるいは2回目に参加できない方に対する取り組みとしては、もっとほかに何か考えることができるのではないかと、そういったさらなる向上を目指しての御指摘というようにとらえました。

したがって、私どもが実施した内容について、一定の効果はあったというようには判断しておりますが、これに満足することなく、さらなる取り組みの充実を図ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

○**教育長** 家庭の教育力、家庭教育の重要性は、教育基本法の改正の中でも位置づけられ、今重要視されてきていますが、家庭の教育力ですので、なかなか学校教育のように教育委員会でダイレクトに何かを変えていくということができないわけです。しかし非常に重要で、そこにさまざまな課題があるという認識は既にあるわけです。事業の目的に沿った執行がされたということでB評価ですが、こういった事業の組み立てでいいのかどうか、その辺をきちんと考えていく必要があると思います。

PTA活動に参加していただく方々、家庭教育学級に参加していただく方などは、熱心に

やっていますが、なかなかそういった活動に参加されない方たちに、どのように情報を提供したりかわりを持ったりしていけば、その人たちの親子関係が改善されていくのかということがなかなか見えにくいと思いますので、この教育委員会の中でも意見を交換して、いい方策が出ることを期待したいですし、またPTAとの懇談などさまざまな機会もあるので、そのときの話題にもしながら、いろいろな方策を考えていく必要がまだまだあると思います。現在の事業でいいとは思っていませんが、よりよい事業がなかなか見えてこないというのが現実です。

○松尾委員長 よろしいでしょうか。

○白井委員 はい、結構です。そういう回答をお聞きしたかったんです。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第59号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○松尾委員長 議案第59号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第60号について御意見、御質問をどうぞ。

これは規則の主に文言上の問題点を解決するという、そういう内容だと思いますけれども、そういう理解でよろしいですか。

○教育調整課長 こちらにございます特別措置法の施行を受けてということでございますので、附則の引用法令を規定整備する、文言整理というものです。

○松尾委員長 よろしいでしょうか。

それでは、討論及び質疑を終了いたします。

議案第60号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○松尾委員長 議案第60号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

- 
- ◆ 報告 1 新宿区地域文化財の認定について
  - ◆ 報告 2 平成23年第3回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について
  - ◆ 報告 3 小学校学校選択制の各学校別状況一覧（平成24年度新入学者）及び平成24年度新入学区立小学校の抽選について

◆ 報告4 平成22年度新宿区立四谷・角筈・大久保図書館指定管理者の管理業務  
に係る事業評価報告について

○松尾委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により、補助執行している事務についての報告を受けるため、教育委員会会議規則第15条の規定に基づき、地域文化部文化観光国際課長に出席していただいておりますので、御承知おきください。

まず報告1について説明を受け、質疑を行い、その後、報告2から報告4までについて一括して説明を受け、質疑を行います。

では、報告1について説明をお願いします。

○文化観光国際課長 文化観光国際課長でございます。

それでは、新宿区地域文化財の認定について報告をさせていただきます。

この地域文化財でございますけれども、新宿区文化財保護条例第17条第1項の規定に基づきまして、平成23年10月3日付で認定をしたものでございます。地域文化財制度については、本年4月1日に条例改正をいたしまして、指定文化財、登録文化財に続く文化財として、この4月1日にスタートを切っているものでございます。

制度について、若干御案内をしたものが、一番後ろにチラシという形でついておりますので、まずそちらのほうで改めて地域文化財制度について御説明をさせていただきます。

私たちの身近にあって、まちの歴史や文化を物語る「もの」や「場所」を未来に継承していくため、平成23年4月1日より「地域文化財」制度を創設したものでございます。この「地域文化財」は、対象とする年代を近現代まで広げるとともに、地域の皆様からも広く情報をお寄せいただき、認定をしていくということでスタートを切っています。

その下、地域文化財の6つの分野ということが書いてあります。都市・産業分野、新宿区の都市化・近代化の過程を物語るものや場所など。文化・芸術分野、文化や芸術に関する作品やゆかりの地など。歴史分野、生活分野、平和分野、自然分野、こうした6つの分野によって地域文化財、基本的に構成をしているものでございます。

1枚目にお戻りいただきまして、今回認定した地域文化財でございますけれども、「末広亭」ほか9件でございます。この10件の文化財については、7月2日、10月1日の文化財保護審議会で見聞聴取をして決定をしたというものでございます。

個別の物件の内容について、簡単に御報告させていただきたいと思っております。A3判の資料

をお開きいただければと思います。

まず1件目の末広亭、分野としては都市・産業、文化・芸術分野のものでございます。

物件の説明というところに、簡単に物件の内容が書いてございますけれども、昭和21年3月、建築業を営んでいた北村銀太郎氏が、戦災で焼失した元の建物、場所を買い取って開業したものでございます。都内に4軒残る落語の定席の1つで、現在も興行を続けているものです。江戸時代の寄席の風情をとどめる建物ということで、今回地域文化財とさせていただいたものでございます。

2番の歌舞伎町建設記念碑でございます。分野については、都市・産業、歴史分野です。

昭和20年4月13日の空襲で焼け野原となった新宿駅周辺で、当時の角筈一丁目が新たに歌舞伎町として再開発された復興事業の経緯と、それらに尽力した組合役員の名前が記されているモニュメントでございます。

それから、3番の六桜社跡、都市・産業、歴史分野です。

国産初のカラーフィルムをつくった小西六写真工業、現コニカミノルタが、明治35年から昭和38年まで操業した工場の跡地ということで、今回認定をさせていただいたものでございます。

4番、佐々木活字店、都市・産業分野。

日清印刷、現在の大日本印刷の前身でございます。こちらの鑄造部の責任者をしていた佐々木巳之八氏が独立して設立した佐々木活版製造所を前身としております。現在、活版印刷は減少しております。活字店そのものは都内でも5軒程度というような状況でございます。こちらでは鑄造から植字、印刷に至る活版印刷の全工程を現在でも行っていると。そういう中で、日本の出版文化史上、貴重な技術を現在でも保持しているというところでございます。

5番、近衛篤磨公記念碑、歴史分野でございます。

五撰家筆頭近衛家当主近衛篤磨を顕彰する記念碑で、大正13年に建立されたものでございます。明治37年の篤磨死後、その邸宅が大正時代に入りまして分譲されてまいります。そのときに、「近衛町」と銘打ち分譲されたということが過去ございまして、現在でもマンションですとか幾つかの建物に、「近衛町」の名称が残るなど、土地の記憶・まちの記憶として継承されていると、こうした点から認定をしたものでございます。

その次のページ、花園神社の二宮尊徳像、分野については歴史でございます。

四谷第五小学校建設中の昭和8年、昭和8年卒業の長崎武文さんのお父さんが千葉から荷

車で運んできたものというものだそうでございます。撤去が相次ぐ中で保存された、戦前の修身教育の名残をとどめる資料であるというものでございます。

7番、長谷川平蔵埋葬の地、歴史分野でございます。

池波正太郎原作の「鬼平犯科帳」の主人公「鬼平」のモデルとなっている旗本長谷川平蔵の菩提所であり、かつては墓所が営まれておりました。平蔵は火付盗賊方改などを務め、寛政改革では石川島人足寄場を献策するなど、江戸の治安維持等に功績があった人物です。墓所は、戒行寺の墓地が明治時代に現在の杉並に移転した際に、整理、合葬されておりますけれども、現在境内に供養碑があるというところで、今回認定をさせていただいております。

8番、神楽坂の東八拳、生活分野でございます。

「東水舎」社中が伝えるお座敷遊び「東八拳」。腕を使ってキツネ・猟師・庄屋をあらわし、この3すくみの中で勝敗を争う遊びで、そういう中でかつては神楽坂のお座敷でも興じられていたものが、現在ではイベントなどの際に公開されている、そういうものでございます。

9番、神楽坂をどり、生活分野です。

神楽坂の芸妓の修練する芸事を一般に披露する場として、東京神楽坂組合が開催するもので、専門家による都市部の無形文化として芸術的側面を持つと同時に、花柳界の歴史も反映しており、神楽坂の歴史と文化を担う、そうした催しでございます。

10番、近衛邸のケヤキ、自然分野です。

樹齢100年を超えるケヤキの大木で、区道の中央に残っております。五撰家筆頭の近衛家の邸宅の車回しにあったとして伝えられているもの。また、明治から大正にかけて華族屋敷の分譲により宅地化が進んだ下落合地区のまちの形成を物語る樹木として、今回認定をしたというものでございます。

こちらの10件について、地域文化財ということで認定をさせていただきまして、本日、教育委員会に報告をさせていただいた後、所有者に認定プレートを交付したいと考えております。認定プレートについては、昨年度の教育委員会で、絵で御紹介したかと思っておりますけれども、こちらの金属製のプレート、こういうものを所有者に交付をさせていただきたいと考えております。

以上で報告を終わります。よろしくお願いたします。

○松尾委員長 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○羽原委員 非常に幅の広い選択で、いわゆる市民文化的なものもあるし、また活字とかフィルムとか文化的なものも、非常におもしろい選択だったかなと、こう思っております。

伺いたいのは、例えばゴールデン街とか昔の色町、新宿高校周辺にあったところとか、あるいは南元町の鮫河橋の付近とか、そういうマイナーというか、風俗的には余り行政的には評価したくないであろうというような地域、これは、文化としてはなかなか人間的な文化でもあるので、こういうものも対象になってくるのか、あるいはちょっと問題があるということになるのか、その辺、ガイドラインみたいなことがあれば教えてください。例えば、長谷川平蔵の「鬼平犯科帳」で見ると、必ずしも悪くないが、歴史的事実からいくと若干問題があったところもあるし、そういうことでいえば、色町というのは遊ぶ側の問題でもなくて、女性の職業としてそういうものがあらざるを得なかったというような意味で、拡大解釈的に理解できるのか、あるいは歴史の考え方のことだから、まあいいかという選択になるのか、その辺のガイドラインみたいなものがありましたら御説明ください。

○文化観光国際課長 今、羽原委員からガイドライン的なものというお話がございました。この地域文化財ですけれども、先ほどチラシの中でも御紹介をさせていただきましたように、新宿のまちの歴史や文化を物語るものや場所というようなところで基本的に考えているものでございます。ある意味、まちの形成過程というような言葉で置きかえてもよろしいかと思っておりますので、そういう意味では従来の指定文化財、登録文化財のように、ハードルを相当上げるということではなく、捉えていきたいというように思っております。

ただ、もう一つございますのは、この地域文化財としていく中では、いわゆる所有者同意とか本人同意というようなところも一つございます。そういう中で、今まちの歴史ですとか、まちの形成過程というようなところもあろうかと思っておりますので、その辺はどういうような具体的なエリアで、どういう形で同意の理解をとっていくのかというところが、技術的な部分を含めて少し検討していかなければいけないところはあると考えております。

○羽原委員 ありがとうございます。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

○熊谷委員 私も登録文化財とか指定文化財に比べて、この地域文化財というのは非常に新宿らしくていいと思っております。1つお聞きしたいのは、意外とこういう文化財というのは、指定の順番というのが結構大事だと。ここに書いてある1番から10番までのこの順番は、申請順など、何かそういう順番なのか、それとも2つの分野にわたっているものが上にきて、単独のものは後ろにいつているような気がするのですが、どういう順番となっているのかと



ということと、それからもう一つ、この複合のものがもし多少上というような、そのようなことがあるとすると、例えば神楽坂の東八拳とか神楽坂をどりとか、特に東八拳は江戸時代からです。それが何で歴史分野としても対象とならないのかと思ったり、それから2番の歌舞伎町の建設記念碑は、確かに年代から見ると昭和32年ですから、これが歴史分野になるのであれば、神楽坂のそういう踊りとか、江戸時代から続いているような東八拳、そういうのも歴史分野ととらえても良いのではないかと思うのですが、この辺の分野のつけ方はかなり委員会、あるいは担当の方で議論されたのでしょうか。

2つ質問があって、1つは順番をどのようにつけられているかということと、もう一つは分野をどのように考えられていて、例えばもし私が同意を受けたときに、私は、神楽坂がすごく近いものですから、いやこれはやはり歴史も入れてくださいとか、生活も入れてくださいとか、あるいは、いやこれ文化ではないですかと言えるのか。それから、先ほど羽原委員も言われましたけれども、文化と芸術と生活のその辺が非常に難しい。何も芸大の先生的な、そういう専門的なのが芸術で、庶民が非常に楽しんでいるのが芸能だということも変な感じがするので、それなりに歴史と中身が、レベルが高ければ私は芸術でもあるし文化でもあるというように、何かそういう新宿区は見識があるなというようなことではないかと思うので、その辺、説明をしていただけますでしょうか。

○文化観光国際課長 大きく順番のつけ方と、それから分野の部分についての、保護審議会あるいは保護審議会の下部組織として調査員会議というものがあるのですけれども、その中で議論も若干御紹介させていただければと思っております。

今回このナンバー1から始まってナンバー10まで、時代が新しい古いというよりは、むしろ先ほどのチラシの中で6つの分野ということが出ていたかと思えます。基本的に、この分野の類型の中で、都市・産業分野、順番的に1番に置いてあるということもある中で、先に出しているというところがございます。

それから、一つ一つの物件について、むしろこういう分野のほうがふさわしいのではないかと、あるいは1分野だけではなくて、こういう分野もあつてしかるべきではないかというところも、かなり調査員会議ですとか保護審議会の中でも御議論をちょうだいしているところがございます。

一例で申し上げますれば、例えば10番の旧近衛邸のケヤキ、自然分野というところで置いてありますけれども、樹齢100年を超えるケヤキの大木ということで、こちらの木の持つ意味ということになるかと思えますけれども、樹齢100年を超えるケヤキの大木であるのと同

に、例えば近衛邸、近衛家の車回しにあったということに、より積極的に同じぐらい強い意味を持たせるのであれば、自然のほかに歴史というようなところも入れてもいいのではないかというような議論も、先般10月1日の保護審議会などでもちょうだいしております。ある事象を物語る物質ですとか、事象に重きを置くのかというような、その辺の御議論をいただく中で、ケヤキについてはやはり自然分野というところで押さえ込んでおくべきだろうというようなところ、御議論いただいたところでございます。

簡単ですけれども、2点、御報告させていただきます。

○羽原委員 この調査報告書みたいなものは、あるのでしょうか、非公開なものですか。つまり、もう一言言うと、せっかくなのでその立て看板だけではなくて、もう少し興味のある人には資料提供ができるような機能を持つことになるのかどうか、その辺を伺います。

○文化観光国際課長 今調査報告書というようなところと、興味がある方への情報提供というようなお話でありました。

それで、前段の調査報告書という中では、これまで指定文化財、登録文化財ということになりますと、一つ一つ相当な吟味をして膨大な調査レポートを作成してきております。ただ、今回地域文化財については、戦後のものであっても日々滅失していく中で、やはり迅速に調査をして、その中でもものとしての確かさみたいなものをしっかり捉えていこう、それはある一定の物量の中で捉えていこうというようなところできておりますので、このような調査シートというような様式でやっているものでございます。

それから、後段の興味のある方にといった場合に、いろんな形の情報提供を考えておりますけれども、今回のこの報告の後に、区のホームページでしっかりと報告あるいは情報発信をさせていただいたり、それから第2次実行計画の中で新宿フィールドミュージアムというようなことも、今回ひとつ打ち出しをしているのですけれども、まちにあるいろいろな歴史資源、文化資源を発信していくものというようなものが、観光マップですとか文化財のマップですとかいろいろな形でございます。そういうようなところで情報提供をやって、その中でより興味を持っていただいた方には、詳しく説明できるようなものも御紹介していきたいというように考えております。

○教育長 地域文化財ということで、従来の指定とか登録の文化財と違った定義づけでありましたので、具体的にどういうものなのかということだったのですが、今回10件指定されるということで、そのイメージがひとつ現実的なものになってきたと思います。所管課としては地域文化財ということで、新宿区内にあるさまざまなものについて、ある程度想定したリス

トを持っていると思いますけれども、今回10件が上がってきたというのは、このチラシで見ますと地域の皆様からの情報提供、そして調査というような流れになっています。出張所などを中心に何か発掘の動きなど、取り組まれていた地域もあったようにも聞いていますが、どのようなプロセスで今回の指定に至ったのかということをお尋ねします。

○文化観光国際課長 今回、区民の人と一緒に、地域の人と一緒に、というところが一つ大きなところでございます。そういう中でこちら、4月25日号の区の広報で、全区的に地域文化財というような仕組みがスタートしましたというようなところ、それから本日の資料の中にあるようなチラシも、地域の中に行って配らせていただいたような状況、それから四谷ですとか箕筒町のほうでは、この間も地区協議会ですとか幾つかのところ、地域の人たちが自分たちで地域資源の掘り起こしをしておりますので、地域に出向いて、こういう制度の趣旨説明をやらせていただいております。また、あと全区的に置いています文化財の協力員というボランティア制度がございまして、その中で協力員からも投げかけをさせていただいて、協力員から寄せられたものとして、今回幾つかのものが初めての認定の中に入っているというような状況でございます。

○教育長 そういうことで、今回第一陣だということ。その後また続いていくということだと思いますが、先ほど分野のお話がありましたけれども、チラシを見ると6分野のうち、5分野までのものが指定されています。1つ欠けているもので、平和分野があるわけです。平和分野についての指定の見通しはどのようなのでしょうか。

○文化観光国際課長 御指摘のように、今回の5つの分野で、平和分野が今回の御報告の中には入っていない状況でございます。これは物件としてどうなのかというような、保護審議会の意見聴取とあわせて、それぞれ所有者から、あるいはその権利者からの一定の同意というようなところがあって、その中でそこまで至らなかったというところがございます。保護審議会のほうで御議論いただいているところでは、例えば戸山学校の将校会議室、現在戸山教会さんのほうでお使いいただいているかと思っておりますけれども、あるいは戸山の射撃場の跡とか、いわゆる平和ですとか戦争に関するような遺産・遺跡というのが区内幾つもございます。これまでの指定・登録の中ではなかなか取り扱うことには至っておりませんが、こうした地域文化財でいえば、戦争中の施設や戦災に関する史跡、記録、こういうようなものも認定していこうというような位置づけになっておりますので、第2回の認定以降のところに残る平和分野を含めて取り扱っていきたいと考えております。

○羽原委員 参考に伺いたいのですが、この地域文化財的なものというのは、ほかの区とか、

あるいはほかの都道府県とか、こういうところでもされているのですか。

○文化観光国際課長 都内の自治体の中で、こうした地域文化財というやり方をとっているところはないと思います。それから、横浜市ですとか幾つかの自治体の中で、指定・登録に続く文化財として、自治体独自の取り組みをやっているようなところ、それからあと自治体によっては、これまで指定・登録の文化財、新宿区では専ら江戸時代までのものというようなところを中心にやっていますが、少し時間軸を手前にして文化財として取り扱っている自治体は幾つかあるかと思います。

○羽原委員 僕の感じでは割合と関心を呼びそうなものもありますので、ぜひ課長さん、記者会見して、具体的な報道に提供できるような話をぜひしておいてください。

○文化観光国際課長 記者会見というのも有効な方法かと思いますが、しっかり情報発信、取り組んでまいりたいというように考えます。

○羽原委員 区報とか、そういう行政だけに頼らないような、批判も出てきてもいいようなところで発表してもらいたいなと思います。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

ほかに御質問がなければ、次に報告2から報告4までについて一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○次長 それでは、私から報告2の資料に基づいて御報告をいたします。

9月15日、16日に開かれました第3回新宿区議会定例会における代表質問の答弁要旨というところでございます。

まず、代表質問ということで、野もと議員からでございますけれども、教育関連の質問は3点ございました。スポーツ振興について、特別支援学級の教育力の向上について、それから学校の防災対策の向上についてということでございます。

幾つかを拾って御紹介したいと思います。2番目の特別支援学級の教育力の向上について、2ページ目の(4)にございますが、現在、常勤の職員と臨時職員を介助員という組み合わせで対応しているわけですが、非常勤講師や教育ボランティアをさらに充実させることができないだろうかという御質問がございました。

これにつきましては、経費的に1.5倍かかるというようなこともございますし、必要な人員を必要な時期に配置できるという臨時職員の利点もございますので、その辺を配慮しながら今後の検討をしていきたいとお答えをしています。また、教育ボランティアあるいは学生

のインターンシップの活用についても、今後配慮してまいりたいとお答えをしております。

次のページの学校の防災対策の向上というところで、3・11の震災の際に、構造については大きな、大きなというか被害がなかったわけですがけれども、部分的なもの、非構造部材の部分でやはりやや傷みのあった部分があったということで、特に天井からの落下物がないかどうか、そういうことについての点検や改修をきちんとやっているかというお話でございました。

これにつきましても大きな被害はなかったわけですがけれども、一部被害のあった部分については箇所の補修、改修は既に済んでいますということでございます。また、実際に非構造部材の点検についても、目視でございますけれども、必要に応じやっているとこのところというお答えをしております。

それから、(3)の部分で、新宿ではハザードマップをつくっておりますけれども、災害訓練において、このハザードマップなどをもとに訓練をする必要はないのか。また、子どもたちが自分でどう避難していくべきかを判断できるような、そういう訓練をしておく必要があるのではないかという御質問でございました。

それにつきましては、今後ハザードマップ等を確認しながら、避難訓練するようなことを指導をしてまいります。また、子どもたちが自分で自分を守るというそういう意識を持ってもらうように、今配慮をしていきたいというようにお答えしてございます。

4ページですがけれども、田中議員の代表質問でございました。教育に関する分野については2点でございます。放射能から子どもと区民を守る施策についてということと、落合地域図書館についてでございました。

放射能関係では、食品検査機を独自に購入して検査すべきではないか、それから給食の産地表示をホームページで掲載すべきではないか、給食のサンプリングは品目ごとに定期的に行うべきではないか、飲料水については逆浸透膜装置の浄水器を設置すべきではないかという御質問でした。

これに対しては、食品検査機を国が貸し出すというようになっておりますので、この借用の申し出をしているところでございます。今後、検査機器を借りられるようになったときには、そのような検査を検討してまいりますと答えております。

それから、サンプル表示の部分ですがけれども、これについては既に表示をしておりますけれども、ホームページへの掲載についても、各学校に極力掲載の努力をするようにということで求めていますというようにお答えをしております。

それから、給食のサンプリングの品目ごとというお話でございますけれども、9月7日に一部の学校でございますけれども、調査をしております、そのすべてにおいて不検出であった、牛乳の検査においても不検出でしたということです。今後、独自の食材の検査をする場合には、検査に必要な食材費の予算措置についても考えていきたいというように答えております。

また、浄水器の設置につきましては、学校給食を行う場合には、非常に大量の水が必要ですので、そのときには給食を中止せざるを得ないという判断になるかと考えておりますので、そのために浄水器の設置ということは考えていませんとお答えをしています。

それから、落合地域図書館の部分ですけれども、新中央図書館の跡地に地域図書館をつくらしてほしいという要望が出ていまして、その方向性を打ち出しておりますけれども、空白期間をつくらないでほしいというようなお声が地域から出ていることもありまして、地域図書館ができるまで学校図書館の活用などができないかというところが、(6)のほうで聞かれています。

これにつきましては、お子さんの読書環境を確保するという意味で、今後、学校図書館の活用について検討してまいりたいというようにお答えをいたしました。

それから、次の民主・無所属クラブの鈴木ひろみ議員でございます。2点ございました。若者施策、それから子どもの災害時の安全対策についてということでございます。

若者施策の部分につきましては、義務教育段階でのコミュニケーション力を高める取り組み、あるいはキャリア教育に対する教育委員会の考えと、今後の展開についてという内容でございます。

コミュニケーション力を高める取り組みとしては、高齢者にインタビューをする活動、あるいは国語科でスピーチ、討論などに取り組めるような活動をしているという御説明をしております。

また、キャリア教育の部分につきましては、「生きる力」を身につけ、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力や、しっかりとした勤労観、職業を身につけ、社会人・職業人として自立していくことを目指しているといったしまして、特に新宿区の場合は多くの企業が存在し、人的資源にも恵まれていることから、積極的に取り組んでいきたいというようなお答えをしております。

それから、子どもの災害時の安全対策についてということでございますが、現在、各小学校では防災ずきんを保護者の方に御用意をいただいているということでございますが、幼稚

園につきましても同様ですが、その防災ずきんで十分なのかと、ヘルメットが必要ではないかということと、防災ずきんについての明確な基準を示す必要があるのではないかと。要するに防災性能とか、そういうことでございます。それから、公費負担で防災ずきんを用意している幼稚園が1園あるけれども、全部公費負担にできないかというような趣旨の御質問がございました。

基本的には、かたいものとして頭を守るということでは、ヘルメットが有効でございますけれども、小さいお子さんにとってヘルメットがかぶりにくい部分がある、あるいは防災ずきんですと肩の部分まで守れるとか、基本的には物が落下するような状況の中でお子さんを、外を避難をさせるというようなことはしないということを考えておりますので、基本的には防災ずきんで有効であろうと。ただ、小・中学校も含めて、今後、ヘルメットを含めて何がいいのか、どういう形がいいのかということについては、検討していきたいというお答えをしております。

9ページでございますけれども、みんな・無所属の会ののづ議員でございます。放射能汚染の対策についてということでございますけれども、学校給食の部分で、「疑わしきは退ける」の精神が必要ではないかという御趣旨でございました。

これに対しまして、流通している食品の検査結果は、不検出もしくは暫定基準値を大きく下回っていることから、現在は安全な状況であると判断していると。ただし、汚染牛肉のような問題も当然出ておりますので、疑わしい食品が出た場合には、速やかに対応していくというようにお答えをしております。

それから、社会新宿区議会のかわの議員でございます。震災対策についてということでございますが、教職員の役割が災害時に一段と重要になってきているのではないかとということと、学校危機管理マニュアルの改訂について、そのポイントは何かという御質問でございました。

1番目の教職員の役割ということにつきましては、今回、2番目の質問にかかることでございますけれども、教職員についても避難所開設に協力をしていくことにしたということでございます。また、避難所運営管理訓練への教職員の参加についても、指導していくこととしましたとお答えをしております。

また、3月11日の震災時に実際に連絡体制が錯綜いたしまして、それが学校に負担をかけたというようなこともございましたので、この情報の流れについて一本化することを明確にしています。また、下校時にかかりますと、学校にいるのか、学童クラブにいるのか、ある

いは子ども広場、どこにいるか、そこら辺が不明になりかねない部分がございますので、これにつきましてはお互いに連携をして、その居場所についてきちんと把握をしていくということについての改定を行ったというようにお答えしています。

次に、新中央図書館建設と公文書館についてということでございます。このたび、新中央図書館の建設計画については、そのスケジュールを改めて判断するとされたが、なぜこのような判断になったのか、その判断経緯についてということでございます。その上で、この新中央図書館については建設を進めるべきではないかという御質問でございました。

これにつきましては、現中央図書館がすぐ危険というわけではないですけれども、今回もひびが入ったりというようなことで被害がございました。区民の利用者の安全のために万全の体制をとるということで、旧戸山中学校仮施設として移転をすることにしたわけでございますけれども、それも含め、今後、新中央図書館建設の建築方法について、今後の様子を見ながら検討していくというようにお答えをしております。

それから、今後の新中央図書館の具体的な進行について、さらに突っ込んだお話がございました。旧戸山中学校への仮施設についても御質問ございましたけれども、具体的な金額ですとかスケジュール等については、今後詰めていくというようなお話をしております。

それから、次に自由民主党新宿区議会議員団の池田議員でございます。図書館についての御質問でございましたけれども、(2)のところでは地域図書館は指定管理者制度の導入により、開館時間から見た導入の評価、課題はどのようになっているのかという質問でございました。

12ページのほうに細かく書いてございますけれども、3館ずつの指定管理者の導入を行っておりますけれども、1回目の3館導入の際については、利用者数で15%の増加、貸し出し冊数で19%の増加、第二弾の導入では、貸し出し人数で10%の増加、貸し出し冊数で5%の増加ということ。それから、また午前については、乳幼児の親子連れの増加が、夜間につきましては社会人の利用者が増加したという効果が出ているというような効果があることから、この開館時間の延長についてもっと周知をして、さらなる区民の御利用を図ってきたいというようにお答えしております。

13ページ、新宿区議会の花マルクラブでございます。新宿区の英語教育についてということですが、内容的には3項目にわたっております。英語教育、ALTに触れながら英語教育の大切さを、しかし何よりもその前段としてコミュニケーションの能力を高めるという意味では、国語教育もとても大切ではないかと。国語教育の大切さを教えるために、ど



のような努力を行っているのか。あるいは新宿区の特性を生かした外国語活動が大事だが、どのようなことをやっているか。それから、これは2番目のテーマになりますけれども、学力に関しての数値目標、これは何回目かの御指摘でございますけれども、それについての御質問。それから、中学生の海外派遣の再開、これについての御質問でございます。

国語教育の教育力の向上がより大切であるということについては、当然教育委員会も認識しているということで、そのコミュニケーション能力を高めるために、教科の中で話し合い活動を積極的に取り入れた授業展開、あるいは学級会とか生徒会の取り組みを通して、そのような能力の向上を図っていますと。

また、新宿区の特性を生かした活動としては、例えば戸塚第一小学校では、ワールドウィークとして新宿日本語学校や早稲田大学の留学生との交流会、淀橋第四小学校では東京日本語教育センターの留学生との交流会、あるいは西戸山小学校では、戸山小学校もですね、モンゴルの馬頭琴の演奏者との交流などを行っていますというお答えをいたしております。

それから、学力の数値目標の部分でございますけれども、現状でもそのような数値を掲げている学校があります。ただ、余りこの数値を公表したり、目標として掲げるということ自体につきましては、過度の競争意識や優越感・劣等感を抱かせないような配慮をすることが必要だと考えているというようにお答えをしております。

それから、もう一つの中学生の海外派遣の部分でございます。これにつきましては平成11年の区政改革プラン、これは財政事情からきているものですが、区の事業の見直しをする中で、事業の費用対効果あるいは公平性という部分から、中学生の海外派遣を12年度からは中止をしたという経過がございます。その費用対効果や公平性についての考え方については現在も変わりのないことから、復活させることは考えていない。ただ、国際交流といいますか、外国文化の理解とか、コミュニケーション能力の向上という意味では、ALTを配置し英語の授業や外国語活動の充実を図っています。総合的な学習の時間におきましても、外国籍の方をゲストティーチャーとして活用するなど、創意工夫した国際理解教育を推進しているというようにお答えしたところでございます。

以上でございます。

**○学校運営課長** 私からは、報告の3、小学校学校選択制の各学校別状況一覧（平成24年度新入学者）及び平成24年度新入学区立小学校の抽選について御報告いたします。

まず表の小学校学校選択制学校別状況一覧（平成24年度新入学対象者）の一覧でございます。これは35人学級になって初めての小学校学校選択制の結果でございます。

続きまして、裏でございます。

平成24年度新入学区立小学校の抽選についてでございます。

1の抽選実施の判断について。

(1) 今後の通学区域内への転入者等が入学しても、受け入れ可能数を上回らないと考えられる児童数を算出し、抽選基準(B)を決定しました。

(2) 抽選基準を上回る選択があった学校について、抽選を実施します。

2の抽選対象校。

これは記載のとおりでございますが、ここでポイントとなるのが抽選基準(B)を決めるということでございます。

まず1つが、一クラスの受け入れ可能数を定員から何名マイナスして設定するかということでございます。これは今後の通学区域内への転入者、指定校変更による増などのための余裕を見るためでございます。それで、過去の経験から、今回は一クラス当たり4マイナスにしました。二クラスならマイナス8ということでございます。

もう一つ、特別な例として早稲田小学校がございまして、早稲田小学校にしましては、早稲田小学校の学区内の児童で、市谷小学校、余丁町小学校への選択希望者が合計19名いることを考慮しました。この19名が、すべて市谷小学校、余丁町小学校へ入れない可能性もあるということも考慮し、19名マイナスにしました。さらに早稲田小学校は、3クラスある中で、一クラス当たりは3マイナス、合計9マイナスにしました。それによりまして合計で28名マイナスでございます。このような考慮をしたことは、理由としましては、早稲田小学校は3クラスより、さらに増やすことが教室数という物理的なもので不可能であるということからの判断でございます。今回この結果によりまして、区域外選択者は早稲田小の兄弟関係8名のみが当選ということになります。それ以外の方たちの当選はないという結果になりました。

3番でございます。補欠の繰り上げ等についてです。

各学校の入学予定者の転出、国・私立への合格等の状況によっては補欠の繰り上げが行われる場合があります。

なお、補欠の繰り上げは、平成24年1月31日、火曜日に決定し、補欠登録の有効期限も平成24年1月31日、火曜日までとなります。

以上で報告を終わります。

○中央図書館長 平成22年度の新宿区立四谷・角筈・大久保図書館の指定管理者の管理業務に係る事業評価について、報告書に基づき御説明をさせていただきます。

まず1ページをお開きください。

事業評価の目的を記しております。

区が行う事業評価は、図書館サービスの成果や達成度、運営状況を明らかにし、図書館運営の効率化及び図書館サービスの向上を図るため、実施するものです。

事業評価は、前年度の事業内容に基づき毎年度実施いたしますが、指定期間中の2年目及び最終年度は、外部委員を中心とする事業評価委員会により実施いたします。四谷・角筈・大久保図書館は、今年度が2年目に該当するため、外部委員を中心とする事業評価委員会による評価となりました。

この事業評価の結果や改善点を今後の事業運営に反映させることにより、さらなる図書館サービスの向上につなげてまいります。

2ページから3ページは評価の概要です。

外部委員を中心とする事業評価委員会の構成、日程、評価項目、評価資料等について記載しております。

なお、今年度の事業評価委員会の委員名簿については、参考資料として19ページに掲載しております。

事業評価の方法といたしましては、各評価項目及び総合評価について、A「大いに良好である」、B「良好である（水準どおり適正に行われている）」、C「軽微な改善を要する」、D「重大な改善を要する」の4段階評価といたしました。

4ページから6ページは、今回の評価対象となる四谷・角筈・大久保図書館の施設概要です。

7ページからは評価結果となります。

評価資料としては、平成22年度各館事業報告書とあわせて、各館の利用者アンケート、各館の自己評価、事業評価委員による各館視察及びヒアリングにより行っております。評価につきましては、各委員の個別評価をもとに事業評価委員会で協議し、事業評価委員会として、項目別評価、各館の総合評価及び各館の総括を行いました。

8ページから9ページは、四谷図書館の事業評価です。

この全13項目のうち、Aが5個、Bが7個、Cが1個で、総合評価としてはB「水準どおり適正に行われている。」でございます。

特に4の（1）事業評価で提案した新規事業では、英語多読の普及活動に代表されるように、スタッフの力量を生かした活動への取り組みが見られているほか、外国人利用者のため

の館内表示や多文化コーナーの設置など、外国人が多いという地域の特性を踏まえた事業が充実していると高く評価されています。

5の(3)協力・連携体制では、地域情報の収集に関し、新宿区商店会連合会の協力を得るなど、多様な団体との連携によるサービスを提供しているとともに、地域に溶け込む努力をしている点を高く評価されています。

ほかにも評価コメントにおきまして、館内をわかりやすくする工夫やホームレス対策、意欲的な展示など、多くの点が評価されています。

一方、5、執行体制及び管理運営の(1)内部体制の項目において、意思決定の仕組みが不明確であるような面が見られるため、明確にすることが指摘された結果、C評価となっているほか、(5)の職員の資質の向上において、研修結果の現場へのフィードバックの仕組みを明確にすることが求められるなど、今後検討が必要となる部分もありますが、総じて適正に行われていると評価できます。

なお、意思決定の仕組みについては、現在、各地域図書館の館長が決定に関与したことを明確にする様式が使用されるようになっております。

10ページから11ページは、角筈図書館の事業評価です。

他の2館は全13項目ですが、角筈図書館はビジネス支援事業に関する項目がありますので、1項目追加となっております。

全14項目のうち、Aが2個、Bが11個、Cが1個で、総合評価としてはB「水準どおり適正に行われている。」でございます。

2の(2)レファレンスサービスについては、参考調査に対応できるよう、テーマ別調べ案内図を置くなどの工夫を通して、気軽に簡易な相談を受けていることや、利用者が調べものをしやすいレファレンスサービスの体制を整えていることが高く評価されています。

5の(3)協力・連携体制では、さまざまな団体に対し積極的に情報発信を行い、多様なサービスを提供し、地域団体と良好な連携を行っているとともに、情報発信基地としての役割を充実させた点が高く評価されています。

ビジネス支援事業は、B評価ではありますが、図書館ホームページでのビジネス情報の発信や、世代別のキャリアアップ講演会の開催などを通し、積極的に情報提供を行っており、良好な状態が維持されていることや、地域の特性を踏まえたビジネス支援事業が充実していることが評価されています。

5番の執行体制及び管理運営の(1)内部体制において、意思決定の仕組みが不明確であ

る面が見受けられるため、明確にするための方策が求められたり、（４）の人材確保と配置において、図書館の現場が求める人材を採用する仕組みを、採用過程にも盛り込むことが望まれるなど、今後検討が必要となる部分もありますが、総じて適正に行われていると評価されています。

なお、意思決定の仕組みについては、四谷図書館と同じく、現在、各地域図書館の館長が決定に関与したことを明確にする様式が使用されるようになっております。

12ページから13ページは、大久保図書館の事業評価です。

全13項目のうち、Aが2個、Bが9個、Cが1個で、総合評価としてはB「水準どおり適正に行われている。」でございます。

特に3の（1）明るい雰囲気づくりでは、館内美化への取り組みなどにより、館内環境が改善され、快適性が向上されていること、利用者からも好意的な意見が寄せられていること、ホームレス対策にも力を注いでおり、入りやすく使いやすい空間とするための努力が高く評価されています。

また、4の（1）事業計画で提案した新規事業では、地域の特性を踏まえた多文化サービスが充実しており、期待以上の実績を上げていること、父親を対象とした読み聞かせの講座を夜間に開催するなど、新たな事業を積極的に行っていることなどが高く評価されています。

なお、1の（1）図書館資料の管理業務については、書架整理が適正に行われ、多文化交流事業に力を注いでいるものの、外国人専門の受付の場所がわかりにくく、外国人相談日を表示した看板が少ないことから、カウンターの窓口表示をもっとわかりやすく表示する必要があるため、C「軽微な改善を要する」とされました。

また、5番の（1）内部体制についても、意思決定の仕組みが不明確である面が見受けられたため、明確にするための方策が必要であることから、同じくC評価となりました。

なお、意思決定の仕組みについては、四谷・角筈図書館と同じく、現在、各地域図書館の館長が決定に関与したことを明確にするための様式が使用されるようになっております。

14ページから16ページをご覧ください。

以上の評価を踏まえて、事業評価委員会としての総括を各館ごとに行いました。

四谷図書館につきましては、外国語での案内表示や利用案内の作成、多文化コーナーの設置、スタッフの力量を生かした英語多読普及事業の実施など、外国人利用者が多い図書館の特性に応じた事業が行われていることや、隣接の新宿御苑で毎年「森の薪能」が開催されていることを踏まえて、能楽関連図書の展示やワークショップの開催など、地域の特性を踏ま

えた事業を行っていることが高く評価されました。

利用者環境に関しても、館内の定期的な巡回や、ホームレス対策に力を注いでおり、効果を上げていることや、利用者が入りやすく、明るい空間とするための努力と工夫が認められることが評価されています。

利用実績の面では、直営時の21年度と比較すると、利用者数、これは貸し出し者数ですが約8%、貸し出し冊数が約4%と増加しており、さまざまな利用者サービスの実施や開館時間の拡大が効果を上げていると考えられます。

なお、今申し上げた項目も含め、四谷図書館の22年度事業実績につきましては、参考資料として20ページに掲載をしております。

また、平成23年1月に指定管理者が実施した利用者アンケートにおきましても、目的達成度に関する項目は「満足」「やや満足」が合わせて82%に達しており、利用者満足は高いといえます。

収支報告についても、協定書に基づく収入の範囲内で適切に執行されていることが確認されています。

これらのことから、四谷図書館については適正に運営されていると評価されました。

なお、利用者からの意見への対応方針及び対応の内容に関する意思決定過程の明確化などに対しては、今後改善を行えば、さらに充実した図書館運営がなされると期待されています。

次に、角筈図書館につきましては、新宿区立図書館におけるビジネス支援サービスの拠点館と位置づけられている特色を踏まえた社史や業界紙、専門誌を充実させていることや、キャリアアップ支援を新たな柱として、子育て中の女性や定年後の人を対象とした事業を新たに実施し、実施結果の利用者アンケートに基づいた改善策を立案して進めている点が高く評価されました。

また、学校の調べ学習への支援として実施した「調べる学習コンクール」は、地域の小・中学校から113点の応募を得、全国コンクールで7点が佳作に入選するなど成果を上げているほか、新宿の地場産業である染色産業の紹介や関連リストの作成・配布、地域内の名所探訪案内など、地域の特性を踏まえた事業を、地域内の企業や団体等の協力を得ながら実施しております。

利用環境に関しましても、館内巡回の実施や、積極的な声かけなどのホームレス対策にも力を注いでいることから、努力が認められました。

利用実績の面では、直営時の21年度と比較すると、利用者数は約14%、貸し出し冊数は約

8%と増加しており、四谷図書館と同じくさまざまな利用者サービスの実施や開館時間の拡大が効果を上げていると考えられます。

なお、今申し上げました項目も含め、角筈図書館の22年度の事業実績につきましては、参考資料として21ページ、22ページに掲載しております。

また、平成23年1月に指定管理者が実施いたしました利用者アンケートにおきましても、目的達成度に関する項目は「満足」「やや満足」が合わせて80%に達しており、利用者満足度は高いといえます。

収支報告についても、協定書に基づく収入の範囲内で適切に執行されていることが確認されています。

これらのことから角筈図書館についても、適正に運営されていると評価されました。

なお、利用者からの意見への対応方針及び対応の内容に関する意思決定過程の明確化や地域の課題に積極的に取り組むことに対して、今後改善を行えば、さらに充実した図書館運営がなされると期待されています。

最後に、大久保図書館につきましては、多文化サービスの拠点として位置づけられている特色を踏まえ、韓国語と日本語でお話し会を定期的で開催していること、韓国語と中国語によるレファレンスサービスを定期的実施していること、多文化図書コーナーを開設していること、外国語による図書推薦カードを設置していることなど、多文化サービスの充実に向けて積極的な取り組みが行われていることが高く評価されています。

また、大久保小学校の児童の希望を受けて、大久保地区協議会と協力して、児童が制作した絵本「笑顔をくれたおおくぼつつじ」の読み聞かせを実施し、資料として登録したほか、地域のNPO法人と連携して事業を開催したり、幼稚園児来館時に読み聞かせや本の貸し出しを行ったりするなど、地域団体とも積極的に連携をしております。

ほかにも父親を対象とした読み聞かせ講座の夜間開催などの新規事業にも、積極的に取り組んでいます。

利用環境に関しましても、巡回、いすの配置がえ、積極的な声かけなど、ホームレス対策に力を注ぎ、入りやすく使いやすい空間とするための努力をしております。

利用実績の面では、直営時の21年度と比較すると、利用者数が約9%、貸し出し冊数は約4%と増加しており、四谷・角筈図書館と同じくさまざまな利用者サービスの実施や開館時間の拡大が効果を上げていると考えられます。

今申し上げました項目も含め、大久保図書館の22年度事業実績については、参考資料とし

て23ページに掲載をしております。

また、平成23年1月に指定管理者が実施した利用者アンケートにおきましても、目的達成度に関する項目は、「満足」「やや満足」が合わせて79%に達しており、利用者満足度は高いといえます。

収支報告につきましても、協定書に基づく収入の範囲内で、適切に執行されていることが確認されています。

これらのことから大久保図書館につきましても、適正に運営されていると評価されました。

なお、利用者からの意見への対応方針及び対応の内容に関する意思決定過程の明確化や、韓国語などによるサービスの一層の周知、わかりやすい表示や案内の一層の工夫などに対して、今後改善を行えば、さらに充実した図書館運営がなされると期待されています。

以上、平成22年度四谷・角筈・大久保図書館の指定管理業務に係る事業評価の報告とさせていただきます。

○松尾委員長 説明が終わりました。

報告2について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

よろしいでしょうか。

では、1つ私からお聞きしたいのですが、外国語教育に関する質問がございましたが、今小学校の英語のあり方というのは、必修化になりましたので大きく変わるころかと思えますし、また中学校の指導要領も変わってまいりますので、外国語教育のALTの配置等につきましても、これは平成14年から全小学校に配置しているということですがけれども、そのあり方については今後変わってくる可能性もあるかと思えますけれども、そのあたりについて何かございましたらお願いします。

○教育指導課長 ALTの活用のあり方ということでよろしいでしょうか。

○松尾委員長 はい、そうです。

○教育指導課長 基本的にはALTの活用の仕方については変わらないことだと考えております。それは今回学習指導要領に正式に位置づけられるという前から、新宿区でのALTを活用した英語活動のあり方というのは、方向性が一致しながら進めてきたといったことになっていると思います。

○松尾委員長 わかりました。

ほかに何か報告2につきまして御質問ございますでしょうか。

御意見、御質問、よろしいでしょうか。



それでは、報告3につきまして御意見、御質問ある方はどうぞ。

これは実際に入学されるかどうかということについては、例えば私立の学校にいかれる方もいらっしゃるでしょうし、そういった不確定要因が非常に多い中で人数を決めていかなければならないということで、非常に難しい部分であったと思いますが、過去の経験に基づいてお考えくださったということだと思います。

よろしいでしょうか。

特に御質問がなければ、次に報告4について御意見、御質問のある方はどうぞ。

○羽原委員 3館とも内部体制の仕組みが不十分という、不十分という言葉でいいかわかりませんが、もう少し具体的なことを1つ伺いたい。

それから、その4の人材確保云々というところで、専門職員というのは司書資格のある人をいうのか。

3つ目で伺いたいのは、この年間の購入図書予算と冊数。

この3点、伺います。

○中央図書館長 この意思決定の仕組みが不明確であるとの指摘は、館への要望や苦情等があったときに、その部分が、書きとめられてはいるのですが、館長が決定に関与していることを示す書類による、行政であればきちんと決裁が行われるわけですが、決裁方式がとられていませんでした。それで、今回新たに様式を定め、館長が決定に関与したことを明確にする様式において決裁をとるように改めているというものでございます。

それから、2番目の専門職員は司書資格を持った職員の配置というところでございます。

それから、購入図書予算と冊数については、この場に用意しておりませんので、後ほどお示しをさせていただきます。

○羽原委員 司書資格のある方は、各館に1人以上はいるということですか。

○中央図書館長 業務要求水準書の中でも、職員全体の50%以上は専門職員を配置することとしておりますが、60%や70%配置されているというところで、評価報告書にも書かせていただいたということでございます。

○羽原委員 わかりました。

○教育長 今の羽原委員の質問に関連して蔵書の購入についてですが、事業実績を見ていましたら、19のところ、リクエストによる図書購入件数という項目があり、四谷が非常に増えている、角筈も増えている、それから大久保は半減しているという、かなり大きな変動があります。この辺の仕組みと、指定管理者導入となったときの各館の蔵書の充実というものが

どのように進んでいるのか、説明してください。

○中央図書館長 選書につきましては、選書会議を中央図書館で開いております。そこには地域図書館からも、選書担当が加わりまして、各地域館の特色やリクエストを各館が持ち寄りまして、全体としての蔵書構成を考えて中央図書館で選書を行っています。

このときの選書ですけれども、実際に現物を手にとって、その本がどういう本なのかというところを議論しながら進めているところでございます。

○教育長 そうすると、そのリクエストによる購入が各館によってさまざまですが、それはその各館でのリクエストが、中央図書館として統一的な選書の中で実現した割合と、そのように考えればよいのでしょうか。

○中央図書館長 図書館全体の観点から決定したリクエストへの対応の結果として生じているものであり、新宿区全体としての選書の中で結果として生じたものと考えています。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

---

◆ 報告5 その他

○松尾委員長 ほかに御質問がなければ、次に本日の日程で報告5、その他となっておりますが、事務局から報告事項はありますか。

○教育調整課長 特にございません。

○松尾委員長 報告事項は以上で終了いたします。

---

◎ 閉 会

○松尾委員長 以上で本日の教育委員会は閉会といたします。

---

午後 3時46分閉会